

## (2) ちばジュニア強化事業実施要項

- |    |               |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 目 的           | ジュニア層（原則小学生～高校生）を対象に素質のある選手の早期発見と年齢・競技種目等に応じた計画的・継続的指導を行い、未来のアスリートの発掘・育成・強化や指導者の養成を図るとともに地域に根ざした競技振興を目指す。                                                                                                                                                            |
| 2  | 主 催           | 千葉県競技力向上推進本部（以下「推進本部」という）                                                                                                                                                                                                                                            |
| 3  | 主 管           | 当該競技団体・千葉県小中学校体育連盟・千葉県高等学校体育連盟                                                                                                                                                                                                                                       |
| 4  | 事業内容          | (1) ジュニア選手・拠点強化支援<br>① ジュニアスポーツ教室<br>② 地区別練習会<br>③ 中央（拠点）練習会<br>④ 合宿<br>⑤ 県外遠征・合宿<br>⑥ 招聘試合<br>⑦ 会場費<br>(2) 強化型別支援<br>① 県外遠征・合宿等<br>② 競技用具<br>③ 拠点強化<br>(3) その他の支援<br>① トップコーチの招聘<br>② 特殊事業開催支援<br>③ 指導者養成支援（※小中体連・高体連に限る）<br>(4) ちばジュニア強化選手の指定<br>(5) その他推進本部が認めるもの |
| 5  | 対象競技団体        | 国民体育大会正式競技（クレー射撃を除く）県小中学校体育連盟<br>県高等学校体育連盟                                                                                                                                                                                                                           |
| 6  | 経費及び<br>経費の対象 | 推進本部の委託料により実施する。<br>交通費、宿泊費、消耗品費使用料及び賃借料等、その他推進本部が認めるもの。                                                                                                                                                                                                             |
| 7  | 申請・報告         | 実施計画書に必要事項を記入し、定められた期日までに推進本部事務局へ提出する。また、事業終了後2週間以内に報告書を推進本部事務局へ提出する。                                                                                                                                                                                                |
| 8  | 参加人数          | 原則として各競技の国体エントリー数以上を基準とする。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 9  | 保 険           | 各競技団体は不測の事態に備え、参加者全員を保険加入させること。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 10 | そ の 他         | (1) 学校・チームの枠をはずし、県下全体から優秀な選手を選抜し競技団体の強化事業として実施することとし、原則として単独の学校・チームとしての事業は避けることとする。<br>(2) 指導者は、指導力・人格・識見に優れ、事業を「人づくり」の一環として考えることができる者とし、当該競技団体から選出して充てることとする。また、選出に当たっては所属長の理解と協力を得                                                                                 |

ること。

- (3) 指導者養成支援（小中体連・高体連に限る）は、国体選手強化・サポート事業の支援事業内容に準ずる。
- (4) 特殊事業開催支援・強化選手指定の実施要領は、別に定める。
- (5) 実施上の留意事項については、別に定める。

（ちばジュニア強化事業）

### ① 特殊事業開催支援実施要領

- 1 事業内容 県小中学校体育連盟及び当該競技団体が主催する選手の育成・強化に係る競技会（県レベルの大会）及び特殊事業の開催支援
- 2 主 管 県小中学校体育連盟（事務局及び各専門部）県アマチュアゴルフ協会・県体操協会・県アーチェリー協会・県ボクシング連盟・県ホッケー連盟・県アイスホッケー連盟
- 3 その他 経費及び経費の対象、申請・報告等は要項に準ずる。

### ② ちばジュニア強化選手指定要領

- 1 事業内容 各競技団体から推薦された優秀なジュニア選手を「ちばジュニア強化指定選手」とし、意欲の向上を図るとともに、保護者、所属校への理解促進など強化事業参加への環境整備に努める。
- 2 主 管 当該競技団体
- 3 推薦基準 ちばジュニア強化事業に参加する選手のうち、特に技能・人格等に優れ、将来にわたって当該競技の中心として活躍が期待できる者。
- 4 指定証 強化指定選手には「ちばジュニア強化指定選手証」を伝達する。
- 5 その他 競技団体は定められた様式により、推進本部宛、選手を推薦する。推進本部は、各教育事務所等を通して、全県下の学校に周知するとともに指定証の伝達に当たっては、学校行事等を活用するなど、意欲や意識の醸成に努める。